

令和3年(ネ)第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人 宮内正巣外109名

被控訴人 日本放送協会

控訴理由補充書

2021年3月31日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐藤真理



弁護士 白井 啓太郎



弁護士 安藤昌司



弁護士 辰巳創史



弁護士 星雄介



弁護士 今治周平



弁護士 松本恒平



弁護士 阪口徳雄



目次

第 1	稲葉教授の論文に基づく主張	3
第 2	須藤意見書に基づく主張	11
第 3	醍醐意見書に基づく主張	15
第 4	天皇の代替わり報道について	19

稻葉一将名古屋大学大学院教授（以下「稻葉教授」という）の論文（甲408）、須藤春夫法政大学名誉教授（以下「須藤教授」という）の意見書（甲415）及び醍醐聰東京大学名誉教授（以下「醍醐教授」という）の意見書（甲418の1）に基づいて、控訴理由書に引き続き、原判決の問題点を更に敷衍して、主張する。

第1 稲葉教授の論文に基づく主張

1 一般的抽象的義務とする原判決の判示について

（1）原判決の判示

原判決は、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しいことからすると、法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」（原判決64～65頁）と判示する。

（2）原判決には論理の飛躍がある。

控訴人らが本件において被控訴人に対して遵守義務の確認を求めている義務は、放送法4条1項各号が定める番組編集準則であり、その番組編集準則は次のように規定されている。

「公安及び善良な風俗を害しないこと」（1号）

「政治的に公平であること」（2号）

「報道は事実をまげないですること」（3号）

「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」（4号）。

したがって、本件において審理の対象となるのは上記各号を内容とする遵守

義務であり、上記のとおり放送法に明記されている。

本件において、原判決は、放送法4条1項各号の義務の法的性質を議論する際に、「豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組（を）視聴すべき権利ないし法的な利益」を持ち出している（注：原判決は（を）を欠いているが、明白な脱字と思われる所以、補充する。）が、「豊かで良い」「有益適切な」という準則は、放送法4条1項各号の文言には全く存在しない。

原判決は、上記番組編集準則には存在しない「豊かで良い」「有益適切な」という抽象的な文言を創出したうえで、何が豊かで良いのか、何が有益適切なのか、については、「受信設備を設置することにより被告との間で受信契約を締結した受信契約者又は視聴者は極めて多数に及ぶ上、番組に対する理解や価値観等も多岐にわたり、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組（を）視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しいことからすると、法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできないというべきである。」と判示している（原判決の64～65頁）。

なるほど、NHKとの間で受信契約を締結した受信契約者又は視聴者は極めて多数に及び、番組に対する理解や価値観等も多岐にわたることは事実であるが、控訴人らは、自己の理解や価値観を基準として「豊かで良い」番組であるべきと主張したり、押しつけたことは全くない。NHKの放送する番組内容が、放送法4条1項各号に規定されている義務に反するか否かは、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値を基準として判断されるべきものではなく、通常の判断能力を有する一般人の理解ないし価値観を基準として判断されるべきものである。原判決も、「ある放送の内容が法第4条1項1号ないし4号に抵触するものであるか否かを裁判所が判断することはできな

いとはいえないし、司法審査に適しないということもできない」と判示しており（原判決63頁）、上記の判断を裁判所が行う際には、通常の判断能力を有する一般人の理解ないし価値を基準として判断することになるのは当然である。

NHKは、視聴者ひいては国民の知る権利を実質的に 充足し、健全な民主主義の発達に寄与するという放送法の目的実現のために、番組編集に関する自由の行使として放送法4条1項各号ないしNHK自らが定めた国内番組基準を遵守する義務を負うものであり、この義務に違反した場合には、もはや番組編集の自由からの^逸脱ないし濫用として違法というべきである。

上記の限度で放送法4条1項各号ないし国内番組基準は、受信契約者において、NHKに対して同条ないし国内番組基準を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと認められるのであり、認めたからといってNHKの放送番組編集の自由を著しく制約することにはならないことは、控訴理由書の9~11頁で既に主張したとおりである。

原判決は、法文上に存在しない文言を創出し、法文から離れた解釈を行うことによって、放送法4条1項各号の義務が一般的抽象的であると結論づけるものであり、その論理に飛躍があることは明らかである。

(3)被控訴人の放送番組編集の自由を著しく制約又はその行使を事実上不可能ならしめるという判示には論理の飛躍や自己矛盾がある。

ア 控訴人が確認を求めているのは放送法4条1項各号を遵守する義務の確認である。

控訴人らが本件訴訟において求めているのは、控訴人ら個々人の特定の価値観に基づいて特定の放送の放映を請求したり、逆に特定の放送の禁止を求めているものではなく、放送法に定められている義務の確認である。すなわち、放送法が遵守すべき義務と定めている番組編集準則の遵守義務の確認請求であって、放送法とは別の準則や基準を持ち出して遵守すべき義務がある

と主張しているものではない。

放送法4条1項各号は、放送事業者が遵守すべき義務として定められているのであるから、その義務が放送受信契約者との関係で存在することの確認を求めたとしても、放送事業者が遵守すべき義務の内容は、放送法が定めている制約に留まるのであり、それを超えて放送事業者の放送番組編集の自由を制約するものではない。

したがって、放送法4条1項各号に定める義務内容自体が、放送事業者の放送番組編集の自由を著しく制約又はその行使を事実上不可能ならしめるものでない限り、誰がその義務の内容を確認しても、放送事業者の放送番組編集の自由を著しく制約又はその行使を事実上不可能ならしめるものではない。

イ 放送番組編集の自由に対する著しい制約等が生じるとの原判決の論理の飛躍について

原判決は、放送法4条1項各号の定め自体が合憲であること前提にしてい るにもかかわらず、個々の放送受信契約者が放送法4条1項各号の遵守義務 の確認を求める場面になると、途端に番組編集の自由に対する著しい制約や 行使が事実上不可能となると述べるのであるが、その理由については全く述べていない。上記のとおり、放送法4条1項各号の遵守義務の確認については、誰がその義務の内容を確認しても、放送事業者の番組編集の自由を著しく制約又はその行使を事実上不可能ならしめるものではない以上、その論理には飛躍がある。

稻葉教授も、控訴人らは、特定の内容の放送を求める給付訴訟を提起しておらず、放送法4条1項各号の遵守義務があることを求めているだけであり、その義務を確認する判決が、被控訴人の「『放送番組編集の自由』を『制約』するとしても、なぜ『著しく』制約するのか、この行使を『事実上不可能ならしめる』とはどういった事態か、いずれにしても大げさな判決である」（甲

408・3頁)と評し、放送法4条1項各号を遵守した番組をNHKが放送すること自体は、「放送番組編集の自由」の回復や実現であっても「制約」ではありえないと指摘している(甲408:3頁)。

実際、稲葉教授が甲408で指摘しているとおり、総務省は行政指導の形式とはいっても放送内容規制を行ってきたし、自主規制機関だといっても放送倫理・番組向上機構(BPO)も放送内容規制を行ってきてている。こういう状況の中で、なぜ、裁判所において放送法4条1項各号の意義を解釈し、しかも給付判決ですらない確認判決を行う場面になると、放送番組編集の自由に対する著しい制約や事実上不可能ならしめることになるのかにつき、具体的な理由を述べるのでなければ、到底、国民からの司法への信頼は得られないというべきである。

ウ 原判決も放送法4条1項各号の義務内容が客観的に定まることを前提にしており自己矛盾であること

原判決が、「法律上の争訟」該当性の争点において、「ある放送の内容が(放送)法4条1項1号ないし4号に抵触するものであるか否かを裁判所が判断することができないとはいえないし、司法審査に適しないということもできない」(原判決63頁)と判示して、「法律上の争訟」性を肯定し司法権の対象であると判示したのは、放送法4条1項各号の内容を客観的に判断確定することが可能であり、実際の放送がその客観的な内容に反するか否かという方法で審査が可能であること、すなわち、放送法4条1項各号に定める内容が客観的に存在することを前提としているからにほかならない。

しかし、原判決は、放送法4条1項各号の法的性質という場面になると、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益な番組(を)視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約する」(原判決64頁~65頁)として、放送法4条1項各号の義務内

容につき、個々の受信契約者ないし視聴者（の主觀）によって異なってくる、つまり、誰に対して義務を負うのかによって、放送事業者が遵守する義務の内容程度が変化する旨を述べている。

このような判示は、放送事業者が遵守すべき放送法4条1項各号に定める番組編集準則の内容は客観的に存在するという原判決の判示との間に矛盾が生じているというべきである。

2 原判決は個々の受信契約者や視聴者において現在生じている重大な権利侵害の危険を看過している。

稻葉教授は、「公共的な争点について少数者の意見を含む多様な意見の存在を知り、多数者が反省するために存在するのであれば、この少数者に確認の利益がなければ、有名無実だといえよう。このような少数者が、放送法4条1項2号が定める政治的公平の原則に反する放送番組が繰り返し放送されると何度も主張したが、NHKはこれへの応答どころか受信料の支払いを求めるばかりで（原判決11頁、30頁以下）、現在もこの状態が続いている場合を想定してみよう。NHKが、その負うべき作為義務を懈怠していると疑われる場合は、ありうることになる。」（甲408の2頁）。

民間放送とは異なり、受信料を財源とする公共放送機関のNHKに関しては、受信契約者は放送番組の内容が放送法第4条1項各号の遵守義務を果たしているか否かについて、確認の利益が認められるべきである。

また、大阪地判平成21年3月31日（判時2054号19頁）は、政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみの論点を取り上げた番組が放送されたような場合には、「国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被る」と述べている。

すなわち、このように受信契約者や視聴者において、放送により重大な損害を被る蓋然性が見込まれる状況においては、稻葉教授が指摘する「少数者の権利」

や平成21大阪地判が指摘する「選挙権の行使」等に対して、その権利が侵害される現実的な不安が生じているというべきである。

そして、その損害を防止するためには、NHKにおいて放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認する必要性（即時確定の利益）が認められるものというべきである。

本件についてみると、控訴人らは、NHKの放送内容が放送法4条1項2号3号4号に反している旨を、人証に加え、大部の書証を提出して、詳細に主張立証し、原判決も、被控訴人の放送内容について「法4条1項各号ないし国内番組基準に沿った放送がなされていたといえるのかについては、疑問の余地が全くないわけではない。」（原判決71頁）と認定している。

このように、NHKにおいて、放送法4条1項各号に違反する内容の放送が継続してなされている現状においては、視聴者や受信契約者において、少数者の権利実現や選挙権の行使等に重大な損害が生じるおそれがあることから、その損害を回避すべく放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認する必要性があるというべきである。

3 適切な紛争解決の手段であること

（1）原判決の判示

原判決は、「被告に同条を遵守して放送する義務があることを確認する判決は、それが確定しても、原告らは被告による任意の履行を期待するほかないのであるから、上記判決の効力は、上記放送義務に関する紛争の解決に資するものとはいえない（判決65頁）と述べている。

（2）求められるべき裁判所の判断（適切な紛争解決の手段）

この判示に対し、稻葉教授は、「奈良地裁のように本案審理を回避すると、国家機関では総務省だけが放送内容の審査を行うことになり、司法権ではなく行政権が、放送の政治的公平等の放送法4条1項各号の内容を判断できる」（甲408・4頁）と述べて、その危険性を指摘している。

すなわち、我が国が議院内閣制度を採用している以上、行政機関は必然的に政治性を帯びるのであって、少なくとも準司法的機関のような独立性が担保されていない限り、行政機関が政治的公平を判断することの不合理性は誰の目から見ても明らかである（原審の原告最終準備書面の8～9頁参照）。

したがって、我が国の統治体制からすると、放送行政において放送内容の公正性等を審査する独立性を有する機関が存在しない以上、国家機関において、政治から独立して、放送内容について放送法4条1項各号に反するか否かの審査を行いうる能力を有するのは、司法機関、すなわち裁判所しか存在していない。放送内容の公正性等に関する紛争解決のためには、裁判所において本案判決がなされる必要性があることは明らかである。

また、仮に特定の放送内容を求める給付訴訟を提起したとしても、これまでの裁判例からすると「番組放送編集の自由（を）著しく制約」するとしてこれを認めないのであるから、放送内容の公正性等に疑義が生じた場合、紛争解決の方法としては遵守義務の確認という形しかとりえない。

稻葉教授は、「インターネットが普及したこの時代においても受信料財源を確保したいNHKと内閣（官房）の広報機能強化という「自律」の喪失状態において、「自律」の回復を求めて、放送法規範の実現という裁判所しかできない役割の発揮が期待されている。原告らは、訴訟制度が有する適法性保障機能まで視野に入れて主張を行っていた様子だが（原判決58頁）、控訴審においても、控訴人らの側だけが、創造的なあれこれの工夫を試みた場合には、大阪高裁の姿勢がきびしく問われることになる。國民主権原理のもとでの放送法4条1項各号の規範内容を積極的に示す判断を、大阪高裁には期待したい」（甲408・5頁）と述べて、裁判所に対する期待と本案判決の必要性を指摘されている。

第2 須藤意見書に基づく主張

1 原判決は、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい」と判示した（原判決64頁～65頁）。

控訴理由書で、「NHKの放送する番組内容が、放送法4条1項各号に規定されている義務に反するか否かは、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値を基準として判断されるべきものではなく、通常の判断能力を有する一般人の理解ないし価値を基準として判断されるべきものである」と原判決を批判した（控訴理由書11頁）。

原審において、メディアの社会的機能論を専門とする須藤春夫法政大学名誉教授（以下、「須藤教授」という。）も、その意見書（甲415。以下「須藤意見書」という。）において以下のように述べて原判決を厳しく批判している。

「マスメディアに課せられた社会的機能の実践は、奈良地裁が主張するように個々の「受け手」の理解や価値観によるものではなく、市民社会の民主的政治過程維持を発展させるうえで放送が担う必要不可欠な公的な価値規範に基づいてなされるものであり、それを具体化したのが法4条と番組基準である。NHKはじめ放送事業者は、法4条と番組基準に規定された価値を過不足なく志向することこそ普遍的に存在すべき社会的な福利となる。」（須藤意見書2頁）。

「この度の提訴をおこなった原告はマスを構成する視聴者個人であるが、NHKのニュース・報道番組が法4条の準則を果たしていないと疑義を呈したのは、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価

「価値観を基準」としたものではない。NHKのニュース・報道番組が法4条および番組基準に定められた価値観に照らして遵守されていない実例を具体的・客観的な証拠によって明らかにしたのであり、法によって認められた一般的抽象的な価値観を基準としてそれが充足されていない事実を問題にしているのである。」（須藤意見書2頁）。

2 原判決は、「法4条1項各号又は国内番組基準に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務ないし基準であって、個々の受信契約者に対して同条又は国内番組基準を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものとはいえない」と判示した（原判決65頁）。

この点、控訴人らは、控訴理由書において、「NHKは、視聴者ひいては国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発展に寄与するという放送法の目的実現のために、番組編集に関する裁量の限界として放送法4条1項各号ないしNHK自らが定めた国内番組基準を遵守する義務を負うものであり、この義務に違反した場合には、もはや裁量権の逸脱ないし濫用として違法というべきである」と原判決を批判した（控訴理由書11頁）。

須藤教授も、須藤意見書3～4頁において「メディアによるコミュニケーションは民主主義的な社会を築き上げていく上で中心的な位置を占めている。社会で生起する諸事象について人々がメディアを通じてより多くの正確な情報を手に入れることは、民主主義が円滑に作動していくうえで必要不可欠な条件である。それ故に、市民は社会のあらゆる事象に対して「知る権利」を有しており、マスメディア（公共放送）は、この「知る権利」に応える機能を担っているという関係になる。ここでは先にあげた一方向的なコミュニケーションの流れではなく、「送り手」→「受け手」という双方向で対等の関係性にある図

式となる。しかもここでの「受け手」=audienceの概念は、情報の受動的享受者ではなく、市民社会を構築する能動的主体（市民）として自律した存在であり、「送り手」たるNHKが法4条と番組基準を遵守していなければそれを満たす義務があることを申し立てる権利を有する存在である。

この理解にたてば、受信料支払者は市民としての必要な情報を得るために、NHKが遵守すべき法4条と番組基準を過不足なく充当するよう要求する権利を有しており、受信料支払者として公共放送の経営を支える構成員であることから、なおのこと資格があるといえよう。現にNHKの「経営計画 2021年～2023年（案）」では、「『NHKらしさ』の基本と考える公共的な価値」として「視聴者・国民の知る権利を充足し、健全な民主主義の発展（発達）に貢献」（下線、須藤）と掲げている。NHKが経営計画において「視聴者・国民の知る権利」を明記しその権利を認めたのは初めてであり意義は大きい。

判決では個々の受信契約者はNHKに対して法4条と番組基準を遵守して放送することを求める法律上の権利はないとしているが、NHKの番組を視聴するために受信契約を締結するのは、同条と番組基準にもとづく情報が過不足なく充当され、市民生活が十全にできることを期待しているからであり、それが満たされない場合は個々の受信契約者であっても法4条と番組基準にもとづく債務の履行を求める権利を有するのは当然である。」と述べて原判決を批判している。

3 原判決は、「被告に同条を遵守して放送する義務があることを確認する判決は、それが確定しても、原告らは被告による任意の履行を期待するほかないのであるから、上記判決の効力は、上記放送義務に関する紛争の解決に資するものとはいえず」と判示した（原判決65頁）。

この点、控訴人らは、控訴理由書において、「確認請求を認容する判決がされれば、NHKが上記放送法4条1項各号及び国内番組基準の遵守義務に違反した番組を放送した場合、受信契約者から損害賠償請求訴訟等を提起されて敗訴するリスクが現実化し、そのようなリスクを回避するためにNHKは上記放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守することを現実的に強制されるから、控訴人らには、確認判決を求める法律上の利益があるといえる。控訴人の民事訴訟としての確認の訴えについて確認の利益を否定して、不適法として却下することは控訴入らの裁判を受ける権利（憲法32条）に対する実質的な侵害である。」と原判決を批判した（控訴理由書12頁）。

須藤教授も、須藤意見書4頁において「放送実践の主体はNHKにあるのは当然であり、法4条と番組基準の遵守の確認が法的に認められてもそれをどう実践するかは第一義的にNHKの努力である。しかしながら法的確認がなされることで、定位される基準が明確になることにより、それに照らして質の悪い番組が存在した場合に受信料支払者はNHKに対し具体的証拠をもとに提訴し、裁判による判断を仰ぐことでよりよい質の番組=NHKのめざす放送目的の充足（放送の社会的機能の充実）をもたらす効果を生むことになる。上記3で述べたように受信料支払者の権利として、視聴者のチェックが実効性を持つことになる。」と原判決を批判している。

- 4 以上のように、控訴人らの主張は、須藤意見書により、理論的に裏付けられている。

第3 醍醐意見書に基づく主張

1 原判決は、「受信設備を設置することにより被告との間で受信契約を締結した受信契約者又は視聴者は極めて多数に及ぶ上、番組に対する理解や価値観等も多岐にわたり、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しい」と判示している（原判決64～65頁）。

この点、控訴入らは、控訴理由書で、「NHKの放送する番組内容が、放送法4条1項各号に規定されている義務に反するか否かは、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値を基準として判断されるべきものではなく、通常の判断能力を有する一般人の理解ないし価値を基準として判断されるべきものである」と原判決を批判した（控訴理由書11頁）。

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ代表である醍醐聰東京大学名誉教授（以下、「醍醐教授」という。）も、その意見書（甲418の1）（以下「醍醐意見書」という。）において以下のように述べて原判決を厳しく批判している。

「奈良地裁判決は、原告が求めたのは原告の個人的価値観に適う放送だと予断している。しかし、判決文の18～53ページに要約された原告の主張からもわかるように、原告が本件裁判で訴えたのはNHKの番組が個人的な価値観にそぐわなかつたということではなく、NHKがニュース報道番組の編集にあたって、あまねく視聴者に対して負う放送法第4条から逸脱した例が多々ある現状の是正であり、それを繰り返させないための歯止めとして、NHKには放送法第4条等を

遵守する法的義務があることを司法の場で確認するよう求めたのが今回の提訴である。」（醍醐教授意見書1～2頁）。

「原告によるNHKの報道姿勢批判は原告の特殊な理解、個人的な価値観に基づくものでないことは明らかである。むしろ、原告が訴えたのはNHKがあまねく視聴者に対して負う自主自立の堅持であり、視聴者の知る権利に応えるよう、真実を曲げずに伝えるという放送法の遵守である。この点でも、奈良地裁判決が、番組に対する視聴者の理解や価値観等は多岐にわたるとして、『多数の視聴者に・・・事実を曲げない、有益適切な番組を提供するよう求める権利を認めることはNHKの放送番組編集の自由を著しく制約する』として、原告の訴えを退けたのは論点のすり替えである。」（醍醐意見書3頁）。

2 原判決は、「法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判示した（原判決65頁）。

この点、控訴人らは、控訴理由書において、「NHKは、視聴者ひいては国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発展に寄与するという放送法の目的実現のために、番組編集に関する裁量の限界として放送法4条1項各号ないしNHK自らが定めた国内番組基準を遵守する義務を負うものであり、この義務に違反した場合には、もはや裁量権の逸脱ないし濫用として違法というべきである」と原判決を批判した（控訴理由書11頁）。

醍醐教授も、意見書において、「そもそも放送法が第4条第1項各号の規定を設けたのは、多数の視聴者の価値観が多岐にわたることを前提したうえで、なおかつNHKほか放送事業者が『放送が健全な民

主主義の発達に資するようにする』よう放送事業者の職責を定めた放送法第1条第3項を受けたものである。であれば、放送法の当該条項の遵守を求める原告の訴えを、個人的な価値観に基づく主張と予断し、こうした主張に法的利益を認めるのはNHKの番組編集の自由を著しく制約すると断じた奈良地裁の判決は、原告の訴えを甚だしく誤認し、放送法第4条第1項各号の法的規範力をNHKの自主的裁量の下位に置くものであり、まったく失当である。」「奈良地裁は、被告が受信契約上の義務として原告らが主張する義務を負うものと認められるか否かは法令を適用することにより判断できるとみなし、当該関係法令の適用につき、『放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである』（判決文、63ページ。下線は醸翻追加）と記している。そうであれば、NHKによる放送法第4条第1項各号の遵守義務は一般的抽象的な義務にとどまらず、視聴者・国民の知る権利を実質的に充足すべく、具体的現実的な義務と解されるべきものである。こうした論脈からして、奈良地裁判決が放送法第4条第1項各号の遵守義務の履行はNHKの任意の履行に期待するほかないとした（判決文、65ページ）のは自らの法解釈と一貫せず、国民の知る権利を実質的に保障するために司法に期待される役割に背く解釈と言わなければならない。」と原判決を厳しく批判している（醸翻意見書8～9頁）。

3 原判決は、NHKに放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送する義務があることを確認する判決は、それが確定しても、控訴人らとしては、NHKによる任意の履行を期待するほかないから、上記判決の効力は、上記放送義務に関する紛争の解決に資するものとはいはず、個々の受信契約者に上記判決を求める法律上の利益がある

とはいえないと判示する（原判決65頁）。

この点、控訴人らは、控訴理由書において、「確認請求を認容する判決がされれば、NHKが上記放送法4条1項各号及び国内番組基準の遵守義務に違反した番組を放送した場合、受信契約者から損害賠償請求訴訟等を提起されて敗訴するリスクが現実化し、そのようなリスクを回避するためにNHKは上記放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守することを現実的に強制されるから、控訴人らには、確認判決を求める法律上の利益があるといえる。控訴人らの民事訴訟としての確認の訴えについて確認の利益を否定して、不適法として却下することは控訴人らの裁判を受ける権利（憲法32条）に対する実質的な侵害である。」と原判決を批判した（控訴理由書12頁）。

醍醐教授も、意見書において、「放送法第4条第1項各号の遵守義務は対視聴者との関係では倫理規範ではなく、法的規範として存在することを司法の場で確認することは、・・・NHKの放送法第27条を顧みない現状を改め、NHKに対する視聴者・国民の不信の主要な原因の一つになっているNHKの不誠実な応答忌避、並びに、不誠実な応答の元凶になっている『編集権』の誤用を是正する効果をもたらすと考えられる。なぜなら、放送法第4条第1項各号の遵守義務を、その履行状況が司法によって審査される法的義務であることが確認されれば、義務の履行状況に関する視聴者からの疑義に誠実に応答する説明責任がNHKに存することが明確になるからである。奈良地裁判決の言葉を借りて言うと、そうした効果は確認『判決の効力とは異なる事実上の影響にすぎない』（判決文、65ページ）のではなく、放送法第27条遵守義務を実効あるものにするという法的利益を視聴者にもたらし、ひいては受信契約者であり、受信料負担者である視聴者とNHKの信頼関係を強固なものとすることによって、NHKの

公共放送としての基盤を揺るぎないものとすることにも資するのである。」と述べているところである（醍醐意見書13頁）。

4 以上のように、控訴入らの主張は、醍醐教授の意見書においても、理論的に裏付けられている。

第4 天皇の代替わり報道について

1 NHKによる、令和天皇即位の礼及び大嘗祭についての報道は、放送法4条1項に反するものである。一連の報道により、キリスト教徒である控訴人52木村宥子（以下「控訴人木村」という。）に生じた精神的苦痛は、その損害を賠償されるべきものである。

この点について、醍醐意見書（甲418の1）は、NHKの天皇の代替わり報道についてその問題点を詳らかにするとともに、原判決を厳しく批判している。以下、詳述する。

2 大阪高判平成7年3月9日（平成4年（行コ）第48号）

(1) 醍醐教授は、意見書において大阪高裁平成7年3月9日判決（甲429）について言及している。同判決は以下のように判示している（下線は引用者による）。

「(三) そこで、本件諸儀式・行事の国費による執行が右の禁止に該当し、控訴入らの思想・良心の自由、信教の自由を侵害したと評価しうるか否かについて検討する。

(1) 大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、前記最高裁大法廷昭和五二年七月一三日判決が示したいわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない。

次に、即位の礼については、一般的にはこれを国事行為として実施することは、法令上の根拠に基づくものと解せられる（憲法七条一〇号、皇室典範二四条）。しかしながら、現実に実施された本件即位礼正殿の儀（即位の礼の諸儀式・行事のうち、本件諸儀式・行事に含まれるのは、即位礼正殿の儀のみである）は、旧登極令及び同附式を概ね踏襲しており、剣、璽とともに御璽、國璽が置かれたこと、海部首相が正殿上で万歳三唱をしたこと等、旧登極令及び同附式よりも宗教的な要素を薄め、憲法の国民主権原則の趣旨に沿わせるための工夫が一部なされたが、なお、神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できないし、天皇が主権者の代表である海部首相を見下ろす位置で『お言葉』を発したこと、同首相が天皇を仰ぎ見る位置で『寿詞』を読み上げたこと等、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないと思われる点がなお存在することも否定できない。」

（甲429の1の11頁）

(2) 上記のとおり、大阪高裁判決は、大嘗祭及び即位の礼について、いずれも、政教分離規定に違反する疑義があると述べ、現憲法の趣旨に相応しくない点が存在すると述べている。大阪高裁が述べるとおり、神道形式の行事を国費によって執行することにつき、憲法上の政教分離規定に反する疑いがあるということにつき、異論を挟む余地はない。

そうであるにもかかわらず、NHKは、一切の批判的視点を欠き、祝賀ムードのみの報道を行った。この点について、醍醐教授は以下のとおり、厳しく批判する。

3 醸醐意見書（甲418の1）

醍醐意見書は、以下のように述べる。

「次に原告が問題にした天皇代替わり報道について。

この問題で原告が指摘したのは、

(イ) 天皇制ないしは天皇の代替わり儀式について市民の間に様々な意見、感想があるにもかかわらず、NHK が代替わりの一連の儀式を、国民的な祝祭かのように加熱報道したのは、放送法第4条第1項第2号が定めた『政治的に公平であること』に反している。

(ロ) 政教分離、主権在民の観点から違憲の疑いが指摘されている大嘗祭（大嘗宮の儀）の模様を、史実に基づく検証なしに、一世一代の由緒ある儀式、厳かな『秘事』と無批判に伝えたのは、『意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること』と定めた放送放第4条第1項第4号に反している、

という点だった。

まず、(イ)に関して言うと、原告の中のキリスト教徒からすれば、世襲制で天皇が即位するごとに年号を改め、天皇が即位する時代を『御代』と呼ぶ習慣に NHK が無批判に順応して、代替わりを国民挙げての祝祭かのように大々的に報道すれば、同調圧力にさらされるに等しい精神的苦痛を感じるのは無理からぬことである。

実際、NHK は 2019 年 11 月 10 日に行われた『祝賀御列の儀』を 3 時間にわたって実況生中継し、車上の新天皇夫妻の姿を写真に収めようとスマホを構えて歓喜する沿道の人だかりをお茶の間に流した。その際、パレード出発に先立つ実況解説に登場した NHK 政治部の女性記者は、『前回（注：1990 年）のパレードで海部総理は車の窓を締めていましたが、今回、パレードをサポートする立場の安倍総理はできるだけ沿道の人たちに近い立場でともにお祝いしたいと

考え、車の窓を開けることにしました』と解説した。まるで、安倍首相（当時）がパレードの主役であるかのような語りには違和感を拭えない。

また、パレードの実況中継と並行して、沿道を埋めた人々のなかから、『平和で明るい日本であってほしい』（成人女性）、『孫といい思い出ができるて涙が出そう』（高齢男性）、『令和時代は新しい時代、ビュティフル・ハーモニーなので本当に希望が入っている』（外国人男性）といった声を拾った後、『人々は新しい時代への期待を感じているようでした』と結んだ。

これに続けて、スタジオ出捐した御厨貴氏は、『二人の仕草や話しかける様子が自然体でリラックスしていて、それが国民の共感を呼んで、スマホで写す、ああいう行為になったと思う』、『外国の方といろいろ話をするのはまったく億劫でない、そういうお二人でしょう。対話が増えていけば、平和、国際化がいっそう進んでいく』と手放しの持ち上げようだった。

さらに、祝賀パレード（祝賀御列の儀）の2日前（11月8日）のNHKニュース7は『いいスタートが見られるのではないか』、『にこやかな顔を見たい』といった街の声を挟んで延べ6分5秒をこの話題に割いた。その中で際立ったのは、新天皇夫妻の車列が眼下に見えるという触れ込みで赤坂見附の陸橋そばの歯科医院をNHKのスタッフが訪ね、『もしかしたら特等席？』などと語りながら診察席に座ってみせる念の入れようだった。この歯科医院からのレポートだけに1分22秒を充てた。

この日の国会では、英語入試の延期、国語・数学入試への記述式問題の採用、相次ぐ閣僚辞任、桜を見る会の招待者選考をめぐる疑惑など山積する重要問題が審議されたが、ニュース7がこれらの話題に充

てた時間は合計わずか3分39秒だった。

前後するが、新天皇が内外に即位を宣言する『即位礼正殿の儀』が行われた2019年10月22日のNHKニュース7は、太鼓台と呼ばれる祭りの山車が練り歩いた新居浜市の現場からは『新たな時代が始まったと喜びを感じている』という参加者の声を伝え、沖縄糸満市の平和の礎のそばでは『今の平和を崩さないようにやってくれたらいいけど』という戦没者遺族の言葉を拾った。福島の被災地からは『感動しました。ありがたい』という声を伝え、大震災の被災地・宮城県名取市からは『国民に寄り添っていきたい』という新天皇の言葉に『非常に感動した』という声を、それぞれ伝えた。

まさに、アナウンサーもゲストも、選ばれた沿道の声も、改元で世の中が変わり、平和、国際化に新しい希望が開けるかの空気をつたえるというより、NHK自らが醸し出そうとする演出が満載の報道だった。」（甲418の5～6頁）

「次に（口）について言うと、一連の代替わりの儀式を巡るNHKの報道は、神話史観にもとづいて執り行われた代替わりの儀式を無批判に追認する形で伝えたという意味で、政教分離、主権在民の憲法の定めと相容れないものだった。

2019年5月1日に行われた『即位後朝見の儀』についてもNHKは正午のニュースとニュース7で、新しい時代の訪れを期待する各地の声とともに、『新しい時代の到来というのを強く感じ、気持ちが一新されて前向きな気持ちになっています』という若い世代の女優の言葉を伝えた。また、スタジオから、新天皇が平成天皇の即位の際に使った『幸福』『祈念』に代えて、『幸せ』『願う』という言葉を使ったこと、何度も『国民』という言葉を使ったところに『新天皇が目指す象徴としての姿が垣間見え』ると仰々しく解説した河西秀哉氏の発言

を伝えた。

また、即位正殿の儀では、新天皇が高座から三権の長や閣僚、地方自治体の代表に向かって、『国民の幸せを希望する』などと上から目線で語り、それを受けて安倍首相（当時）が、新天皇に向かって、『謹んで申し上げます』、『英邁なる天皇陛下』、『お言葉を賜りました』と下から目線の臣民言葉で祝意を述べた。しかし、NHKは主権在民の憲法原則にそぐわないこうした儀式を『皇室の伝統行事』の一語で済ませ、無批判に伝えた。

さらに、NHKは各種の代替わり儀式を報道するにあたって、『三種の神器』が物々しく持ち運びされる光景を指して、三種の神器は天皇の地位の承継の証しとされてきたと十分に史実を検証しないまま解説した（甲423参照）。しかし、三種の神器はその存在自体、史実の裏付けを欠く『日本書紀』の記述などを典拠とした神話伝説であり、鏡は公開されたことがなく、三種の神器を受け継ぐことが皇位に就くことと、どうつながるのかも確かな史実の裏付けはない（甲424～甲426）。その一方で、三種の神器は戦前、天皇が一泊以上の行幸をする都度、動座し、駅頭などで天皇を真ん中にして前後を剣と璽を抱えた官吏が列を組んで行進し、天皇の権威付けの道具に使われた（甲427参照）。

なお、NHKは一連の代替わり儀式を皇室の伝統儀式と紹介したが、儀式の中心をなす大嘗祭は室町時代の文政元年（1466年）から江戸時代中期の貞享4年（1686年）まで9代221年間、中断され、巨大な儀式となったのは明治期からである。」（甲418の1の7～8頁）。

しかし、NHKの天皇代替わり報道は、一連の儀式が政教分離、国民主権という憲法原則に照らして大いに異論が存在するにもかかわ

らず、長時間にわたった代替わり儀式の報道の中で、そうした違憲の疑義を指摘する論者は一切、登場させなかった（甲430～甲431参照）。こうした番組編集は、『意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること』と定めた放送法4条第1項第4号の規定に悖ると同時に、『番組ではさまざまな見方や意見を反映できるよう、出演者は幅広く選ぶ』と定めた『NHK放送ガイドライン2020インターネットガイドライン統合版』（甲432の5頁）にも反するものである。

また、大嘗祭当日のニュース7、ニュースウォッチ9でも、大嘗祭の歴史、憲法原則の観点からの解説は一切なく、新天皇が御祭服と呼ばれる最も格式の高い白装束に身を包んで、一世一代の儀式に臨んだと麗々しく解説するのみだった。

このように見えてくると、NHKの天皇代替わり報道は、原告の言うように、意見が分かれた問題を多角的に伝えるという放送法第4条第1項第4号に反するものであったが、それと同時に、史実の裏付けを欠く神話史観を無批判に踏襲して大嘗祭ほか代替わり儀式を報道したという点で、『報道は事実をまげないですること』と定めた放送法第4条第1項第3号の定めにも反するものだった（甲418の1の8頁）。

以上から、NHKの天皇代替わり報道に関する控訴人らの主張は、控訴人らの個人的な番組理解や価値観によるものではなく、有力な学説や判例でも認められた見解を踏まえたものである。こうした見解を顧みなかったNHKの報道の偏向こそ正さなければならない。

よって、原判決が、「受信契約者ないし視聴者は極めて多数であり、番組に対する理解や価値観も多岐にわたることに鑑みれば、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対

し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、NHKの放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい」などとして、控訴人らの訴えを退けたのは、控訴人らの訴えを曲解したものであり、判決理由に重大な事実誤認がある。そして、この事実誤認がそれ以下の判決理由に直接的な影響を及ぼしていることは明らかであるから、本件控訴には十分な理由がある。

4 小括

以上のとおり、醍醐意見書には、NHKの天皇代替わり報道の問題点と原判決の誤りが極めて明晰に示されている。

即位の礼及び大嘗祭には、上記大阪高裁判決が述べるとおり、憲法上の政教分離の規定に反する疑いがある。最高裁の基準とする目的効果基準に照らして、国家神道に対する助長、促進になるような行為といいうるからである。このような評価は、現在の憲法学において常識的なものである。

しかるに、NHKはこのような視点を全く欠落させた報道に終始した。それどころか、NHKは、戦没者遺族や被災者の声までも、祝賀ムードの演出に用いており、もはや度を超えた不適切な報道と言わざるをえない。戦没者遺族や被災者の中には、今なお悲痛な思いをしている者もあり、一様に祝賀気分であることなどありえない。NHKは、報道は事実を曲げずに正しく伝えるものであるという原則において、もはや、やって良いことと悪いことの区別がついていない。

控訴人らは、天皇の代替わりについて、徹底的な批判報道をせよなどと主張しているものでは全くない。一定の祝賀的な視点からの報道もありえよう。しかし、憲法上の疑義があることが明らかであり、その点については皇室の内部からも問題提起があるような重要な問題に

つき、一切触れることのない報道は、少なくとも「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とする放送法4条1項4号の規定には明確に反するものである。

そして、政教分離の規定に反するということは、国家が中立性を欠き、国家神道に対して助長、促進をする行為であるという意味であるから、このような国家の行為を無批判かつ祝賀的に報道することが、神道以外の宗教を信仰する者への圧迫となり、その信仰心を傷つけることは、もはや論を俟たない。

以上のとおりであるから、上記 NHK による天皇の代替わり報道によって、キリスト教徒である控訴人木村に生じた精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料額は少なくとも5万円を下さらない。

以上